

ID: 1341

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の5第2項及び第3項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
【基準】 法第13条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等) 第13条の5 2 市町村長は、機構が第13条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第13条の2第1項の指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日